

総務省組織令の一部を改正する政令の概要

1 改正趣旨

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の施行に伴い、大臣官房等の所掌事務につき所要の整備を行う。

2 改正内容

大臣官房及び大臣官房総務課の所掌事務に、小型無人機等飛行禁止法第 4 条第 1 項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第 2 項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関することを加えること等の改正を行う。

3 施行期日

小型無人機等飛行禁止法の施行の日（平成 28 年 4 月 7 日）